

②給水装置工事の概要及び設計審査について

1. 給水装置工事の概要
2. 給水装置工事の設計審査
3. 工事申込に関する事務手続き等
4. 給水装置工事の手数料等

給水装置工事の概要及び設計審査について説明します。

1. 給水装置工事の概要

・ いわき市水道事業給水条例

「給水装置の種類」は次の5種類とする。

- ・ 専用給水装置

1世帯又は1箇所専用するもの

- ・ 共用給水装置

屋外に設置し、2世帯又は2箇所以上で共用するもの

- ・ 連合給水装置

1個の水道メーターを経由し、2世帯以上がそれぞれ専用の給水管及び給水用具を要するもの

- ・ 船舶給水装置

料金を船舶給水1件ごとに算定するもの

- ・ 私設消火栓

消防用に使用するもの

給水装置の種類は、

いわき市水道事業給水条例第4条において、専用給水装置、共用給水装置、連合給水装置、船舶給水装置、私設消火栓の5種類で、

専用給水装置とは、1世帯又は1箇所専用するもの

共用給水装置とは、屋外に設置し、2世帯又は2箇所以上で共用するもので、管理者が認めたもの

連合給水装置とは、1つの市の水道メーターを経由し、2世帯以上がそれぞれ専用の給水管及び給水用具を有するもので、管理者が認めたもの

船舶給水装置とは、料金を船舶給水1件ごとに算定するもの

私設消火栓とは、消防用に使用するものとしています。

共同住宅などで連合給水装置を計画する場合は、事前協議が必要になりますので、注意してください。

・ 水道法・ いわき市水道事業給水条例

「給水装置工事」は次の工種に区分する。

・ 新設工事

新たに給水装置を設ける工事

・ 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事

・ 修繕工事

給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

※軽微な変更とは、単独水栓の取り替え及び補修、並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取り替え

(配管を伴わないものに限る)

・ 撤去工事

給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

・ 指定給水装置工事事業者

水道事業者が策定した施行基準(給水装置工事設計施行指針)に基づき、給水装置工事の適正な運営を図る。

(指針P. 1 ～)

給水装置工事は、水道法 第3条第11項 及び いわき市水道事業給水条例 第8条において、給水装置の設置又は変更の工事のうち、新設、改造、修繕、撤去に区分されます。

新設工事とは、新たに給水装置を設ける工事

改造工事とは、給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事

修繕工事とは、給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

※軽微な変更とは、単独水栓の取り替え及び補修、並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取り替え(配管を伴わないものに限る)

撤去工事とは、給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事としています。

・ 指定給水装置工事事業者である皆様は、

水道事業者が策定した施工基準、 いわき市の場合、給水装置工事設計施行指針になりますが、これをもとに工事を行っていただくことになります。

【給水装置工事の流れ】

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 工事受注
⇒需要者等から工事施行依頼 | ⑥ 水道事業者の中間または
竣工検査
工事完了連絡、検査申込・
しゅん工図提出 |
| ② 調査、計画立案・設計、
給水装置工事申込書及び設計書作成 | ⑦ 現地検査・メーター支給 |
| ③ 水道事業者の審査 | ⑧ 引渡し |
| ④ 施工の承認、手数料の納付 | |
| ⑤ 工事の施工 | |

②現地調査、水道事業者・他の関係官公署との調整

給水装置の計画、使用材料の選定、給水装置工事申込書のほか添付する
設計図面・水理計算書などの作成を行っていただくことになります。

③その後、いわき市水道局に申込書等の提出をしていただき、審査を受け、

④施工承認となります。当日、納付窓口または銀行で手数料の納付をします。

⑤承認された施工図通りに給水装置工事を行います。

⑥工事の経過途中または完了したのちは、水道事業者の検査となります。
施工図またはしゅん工図などを提出いただき、

⑦現地検査を行い、検査合格すれば水道メーターを支給

【設計審査の必要性】

- ・設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、事前に設計図等により、構造・材質や施工方法が、法令及びいわき市の基準に適合していることを確認するために行う。

- ・構造材質基準に適合しない給水管、給水用具又は工法によって施工された場合には、安全な水の安定供給が損なわれるおそれや、水質基準に適合しない水が給水管から配水管へと逆流し、公衆衛生上、大きな被害が生じるおそれがあります。

給水装置は、水道事業者(水道局)の配水管に直結して設けられるものであるため、給水装置の構造・材質が不適切であると、安全な水の安定供給が損なわれるおそれや、水質基準に適合しない水が給水管から配水管へと逆流し、公衆衛生上大きな被害が生じるおそれがあります。

- ・給水装置工事主任技術者の国家資格創設により、工事を適正に施行できる全国統一的な技術水準の確保が図られました。

2. 給水装置工事の設計審査

【工事申込み・設計審査】

・給水装置工事申込書及び設計書

・図面

位置図、平面図

・水量、水理計算書

使用水量、メーター種別・口径、損失水頭計算

・その他関係書類

所有者変更届、建築確認通知書等

(指針P. 60～)

工事の申込み、設計審査に必要な書類はこちらのとおりです。

- ・給水装置ごとの申込書
- ・平面管路詳細図等の図面
- ・水量、水理計算書
- ・その他関係書類として所有者変更届等

工事種別や、工事内容によっては省略可能な書類もあるため、指針をよく読んで上で書類を作成してください。提出前に書類の不備等がないか確認してください。

○申込書：1 給水装置ごとに作成

※第一止水栓工事及び工事用仮設給水栓工事は除く

○水量計算書：一般住宅以外は提出、算出根拠添付

○水理計算書：以下の場合には提出が必要

(口径50mm以下はウェストン公式、口径75mm以上はヘーゼン・ウィリアムス公式)

- ・一般住宅以外の場合
- ・メーター口径が25mm以上の場合
- ・直結給水方式で3階以上に給水する場合
- ・連合栓(アパート、マンション等)の場合
- ・加圧給水ポンプ 及び スプリンクラー設備を使用する場合
- ・その他、管理者が必要と認めた場合

○所有者変更届

○その他関係書類

- ・利害関係人同意書(掘削承諾、分岐承諾、占用など)

他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合

→土地所有者又は建物所有者の承諾

他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合

→給水管所有者、水道組合等の承諾

※利害関係については、関係者の同意等は申請者の責任において
了承済とすること

- ・給水装置着工届
- ・建築確認通知書等の写し

【設計変更】

指定事業者は、申込みをした給水装置工事が次のいずれかに該当する場合は、給水装置工事設計変更届に必要な書類を添付したうえで管理者に提出し、審査、承認を受ける。ただし、局との協議により、その必要がないと認められたときは、この限りではない。

- (1) 栓数が増減するとき
- (2) 分岐に変更があるとき
- (3) 給水管の延長又は給水管の位置に著しい変更があるとき
- (4) 口径に変更があるとき
- (5) 止水栓又はメーターの位置に著しい変更があるとき
- (6) 使用材料に著しい変更があるとき
- (7) 工期の変更があるとき

※下記程度のものは、軽微な変更とみなしています。

施工前に維持管理部門の給装担当者のチェックを受けてください。
給水装置係との協議、図面確認は不要です。

- ・止水栓位置（オフセット）の変更
- ・メーターの向きの変更
- ・宅内入りバルブの位置の変更
- ・一室内での水栓位置の変更

※範囲としては、おおむね1.0m以内での変更となります。

3. 工事申込に関する事務手続き等

- ・ 中高層建物直結給水の事前協議
- ・ 3・4階直結給水の事前協議
- ・ 給水装置所有者変更届
- ・ 給水装置台帳／配水管図 閲覧

【中高層建物直結増圧給水または３・４階直結給水の事前協議】

- ・ 増圧給水等を実施するには、事前協議が必要
- ・ 増圧給水等が認められるのは、今後の配水施設整備計画を勘案し、現状及び将来とも必要水压を安定的かつ継続的に確保できると判断できる地域
- ・ 建築計画における機械室の配置や面積に影響を与えるので、早い段階で事前協議を行うこと
- ・ 回答までは約３週間程度要する

直結増圧給水または３・４階直結給水方式を実施するには、事前協議を行う必要があります。

実施する場合は、必要な水量、水压、水質を安定的かつ、継続的に供給できると判断される地域に限られるため、その都度、現況水压、将来水压の動向を勘案し、判断する必要があります。

給水方式（直結または受水槽）の選択の可能性について、依頼者への説明を十分に行ってください。

事前協議の結果によって、建築計画における機械室の配置や面積に影響があるため、建築設計前や給水装置工事申請前の早い段階で事前協議を行う必要があります。

維持管理部門等との協議が必要となる場合や現地の水压測定などによる検討が必要となるため、事前協議申請から回答までは３週間程度の期間を設けています。

建物規模、用途等に変更がある場合、または回答後１年を経過した物件は再協議となりますので、注意してください。

【直結増圧給水の条件】

- ・ 分岐可能な配水管等は、口径75mm以上で管網を形成していること、ただし、行き止まり管については、口径100mm以上とする。
- ・ 分岐給水管は、口径75mm以下とする。配水管等からの同口径分岐は認めない。
- ・ 直結増圧式は10階までとする。
- ・ 対象建物の計画一日最大給水量は50m³までとする。
- ・ 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な建物等は除くものとする。

【3・4階直結給水の条件】

- ・ 分岐可能な配水管等は、口径75mm以上で管網を形成していること、ただし、行き止まり管については、口径100mm以上とする。
- ・ 分岐給水管の口径は、配水管等の口径より小さい口径とし、口径25mm以上とする。配水管等からの同口径分岐は認めない。
- ・ 給水栓の設置高さは、分岐しようとする配水管の地表面から12.0m以下とする。
- ・ 3、4階部に設置する給水装置が、ロータンク付きのトイレのみの場合は、事前協議を必要としない。ただし、水理計算書の提出が必要。
- ・ 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な建物等は除くものとする。

※直結増圧給水や3・4階直結給水方式は、小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用など、給水サービスの充実を目的としています。

【給水装置所有者変更届】

○添付資料(いずれか)

建物登記事項証明書(本書又は写し可)

売買契約書(写し)

戸籍謄本(写し可)

住民票(写し可)

など

※ 登記事項証明書や戸籍謄本、住民票等については、
発行から3か月以内のもの

次に給水装置所有者変更届についてです。

給水装置工事の申し込みは所有者本人となります。

そのため、所有者登録の確認が必要になります。

所有者変更届本書に併せて、こちらの添付書類も提出していただいています。

主な添付書類は、建物登記事項証明書、売買契約書、戸籍謄本です。

所有者情報が確認できるもので、発行から3か月以内のものとしています。

所有者本人の署名がある場合の押印は省略できるものとしています。

【給水装置台帳／配水管図の閲覧】

☆閲覧が可能な者☆

○給水装置台帳

- ・ 給水装置所有者
- ・ 指定事業者
- ・ 給水装置所有者からの委任状がある者

○配水管図

- ・ どなたでも

★対応時間：平日 9：00～16：30まで （12：00～13：00を除く）

給水装置台帳の閲覧についてです。

皆さんは指定事業者ですので、給水装置台帳の閲覧が可能となっております。

知り得た個人情報第三者へ漏らさないこと、目的以外には使用しないこと等、十分に注意してください。

あくまでも参考図面であり、記載内容を保証するものではありません。

工事の際は必ず、現地確認を行い、現地状況の確認を行ってください。

水道局で知り得た情報により発生する損害等については、一切の責任を負いませんので、ご注意ください。

宅内の漏水修理等で急を要する場合は、写しをお渡しすることが出来ますので、ご相談ください。

4. 給水装置工事の手数料等

①給水装置工事に係る手数料の種類

②工事申込書の流れと手数料の納入

③給水加入金について

①給水装置工事に係る手数料の種類

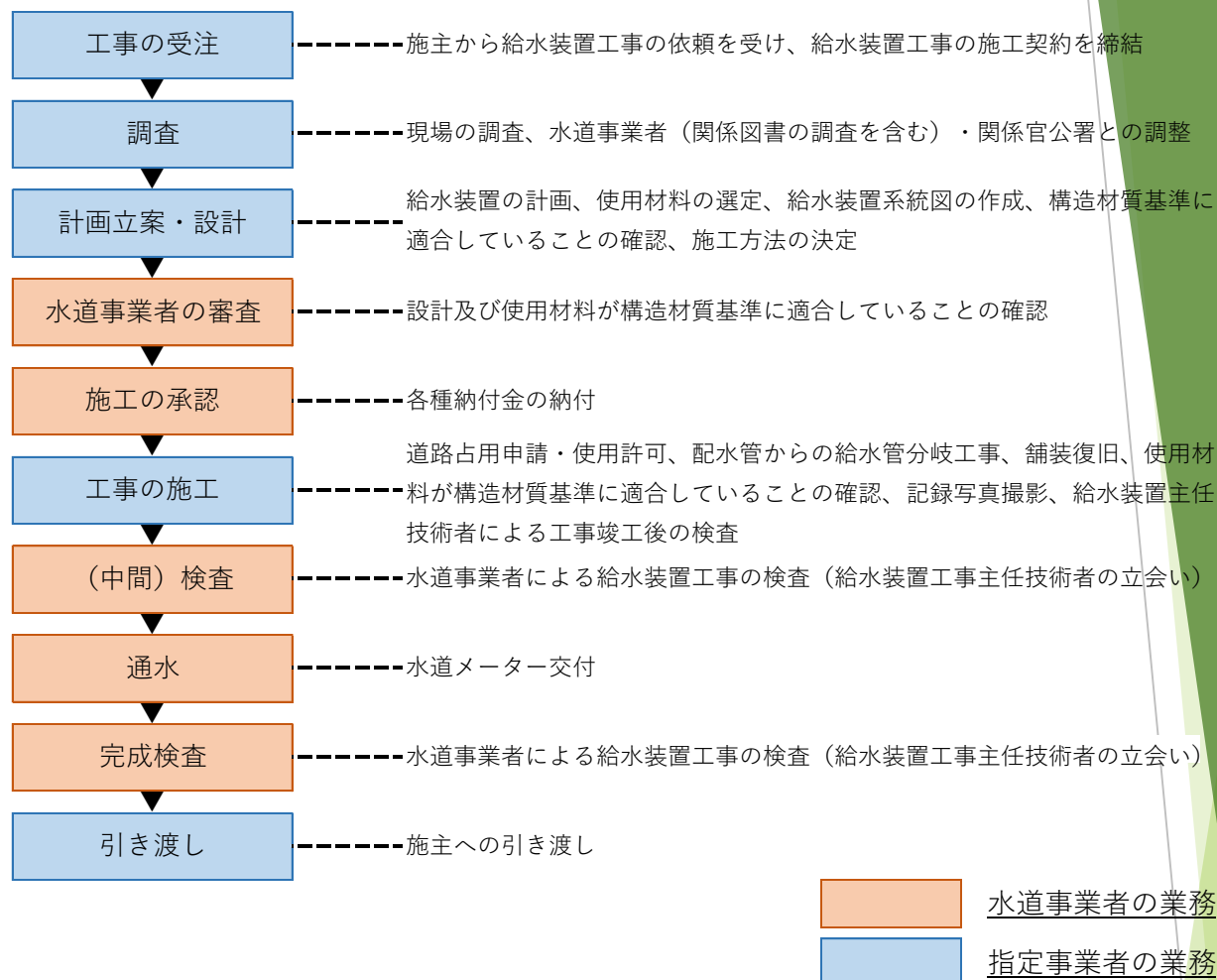
- ・設計審査手数料と工事検査手数料があります。
- ・設計審査手数料は、
申請が必要な「新設工事」「改造工事」「撤去工事」の
3種類の給水装置工事それぞれで区分されています。

工事区分	金額
新設工事	600円
改造工事	300円
撤去工事	300円

- ・工事検査手数料は、工事費で区分されています。

工事費区分	金額
20,000円未満	600円
20,000円以上50,000円未満	1,000円
50,000円以上70,000円未満	1,800円
70,000円以上100,000円以上	2,500円
100,000円以上200,000円未満	3,700円
200,000円以上500,000円未満	7,000円
500,000円以上1,000,000円未満	15,000円
1,000,000円以上	工事費の2パーセントの額

②工事申込書の流れと手数料の納入



この表は、工事の流れをまとめたものです。

指定事業者のみなさんは、建主の方やハウスメーカーと工事の契約をされると思いますが、給水装置工事の手続きでは、指定事業者が水道局への工事の申込みを行うことからスタートします。

工事の内容が決まりましたら、水道局本局庁舎 2 階の営業課給水装置係窓口にて工事の申込みをしていただきます。

審査が終わりましたら、ご連絡し承認となり、納入通知書を発行します。

加入金と同様に検査手数料及び設計審査手数料も、即日納付が原則ですので、準備のうえ、承認を受けてください。

納入領収書は検査時に確認が必要となりますので、なくさないように保管願います。

③給水加入金について

給水加入金については、いわき市給水条例第25条の2で、給水装置を新設しようとするものは、口径に応じて給水加入金を納入しなければならないと規定しております。

また、同条例第25条の3で、給水装置の改造をしようとするものは、次の各号に定めるところにより、加入金を納入しなければならないと規定されております。

- (1) 共用給水装置又は連合給水装置を専用給水装置に切り替え、新たにそれぞれメーターを設置しようとする場合、設置時のメーターの購入価格を基準とした額
- (2) 口径の増大を伴う給水装置の改造の場合、加入金の額の差額

メーター口径	金 額
13ミリメートル	82,500円
20ミリメートル	165,000円
25ミリメートル	305,800円
30ミリメートル	577,500円
40ミリメートル	907,500円
50ミリメートル	1,650,000円
75ミリメートル	4,455,000円
100ミリメートル	8,827,500円
150ミリメートル	24,502,000円
200ミリメートル	32,340,000円